

人 事 院 発 表
平成 9 年 7 月 18 日

(問合せ先) 管理局高齢対策室

参 事 官 尾 西 雅 博
 主任高齢対策官 古 田 義 行
 ☎ 代表 3581-5311 (内245)
 直通 3581-3996

幹部職員の在職期間長期化を図るための次官、外局長官等の定年延長について

いわゆる天下り問題とも関連して、幹部公務員の早期退職慣行の見直しが求められている。人事院は、できるだけ早期退職者を減少させ、幹部公務員の在職期間の長期化を図るための検討を進めているが、この際、着手できるものから実施に移す趣旨で、次官、外局長官等について特例定年を設定することとした。

この措置は、事務次官等が60歳を超えても在職できる枠組みを作ることにより、幹部公務員全体の退職年齢を引き上げていくことを意図するものである。今回の措置は、早期退職慣行の見直しを推進していくまでの契機になるものと思われる。

〔措置内容〕

(1) 次の官職について、特例定年を設定する。

- 各省庁事務次官、警察庁長官
- いわゆる各省庁次官補
- 外局の長官
- 会計検査院等の事務総長
- 内閣五室長
- 内閣法制次長、総理府次長
- 会計検査院事務総局次長、警察庁次長 など

(2) 特例定年年齢は、62歳とする。(現行60歳定年)

(3) 特例定年の設定は、人事院規則の改正による。

(4) 改正規則の公布は7月22日、施行は9月1日を予定。

なお、事務次官等の特例定年は、60歳を超えて事務次官等が在職できるとする枠組みであり、その枠内で各省庁が実情に応じて退職管理を行うこととなる。

[措置理由]

- (1) 上記に掲げる官職は、行政事務を統括する者、高度の専門知識に基づき重要施策の企画立案等を統括する者、内閣における総合調整の責任者等であり、行政が複雑、高度化する中で、いずれも公務で培った知識、経験をより長く活用できる途を広げておく必要があること。
- (2) 現実的にも、次官クラスの退職年齢は、58歳程度、次官補、外局長官クラスの退職年齢は、57歳程度と、定年年齢とのすき間が狭くなってしまっており、退職年齢の上限を引き上げておく必要があること。
- (3) 幹部職員の早期退職慣行の見直しを進めるまでの契機となること。

[対象官職一覧]

事務次官、外局の長官、会計検査院事務総長、会計検査院事務総局次長、人事院事務総長、内閣内政審議室長、内閣外政審議室長、内閣安全保障室長、内閣広報官、内閣情報調査室長、内閣法制次長、総理府次長、公正取引委員会事務総長、警察庁長官、警察庁次長、警視総監、経済企画庁審議官、科学審議官、外務審議官、財務官、農林水産審議官、通商産業審議官、運輸審議官、郵政審議官、建設技監

<参考> 特例定年制度の概要

- ① 国家公務員の定年は、原則60歳とされている。
- ② 他方、職務と責任の特殊性や欠員補充の困難性により定年を60歳とすることが著しく不適当な場合は、特例定年（61～65歳）を設定できる。
- ③ 特例定年の設定は、人事院規則によって行われる。